

被保険者と保険料

40歳以上の全員が加入



介護保険制度では、65歳以上の人を1号被保険者と定め、そのうち介護が必要な人（要介護者）と介護が必要となる恐れる人（要支援者）が、この保険によつてサービスが受けられます。また、40歳以上65歳未満（医療保険加入号被保険者）の人を2号被保険者としています。2号被保険者のうちサービスが受けられる人は、加齢に伴う疾病（初老期痴呆、脳血管障害、リウマチなど）をもつた人となっています。

「私は、介護保険に入らない。」という声を耳にしますが、40歳以上的人は全員加入することになっています。

40歳以上の人を被保険者とする理由としては、要介護状態となるのは、おおむね40歳のころからで、初老期痴呆や脳卒中による介護が必要となる可能性が高くなることや、自らの親も介護を必要とする状態になる可能性が高くなり、親子、つまり世代間の連帯によって介護費用を負担し、支え合うことが身近に感じられる年齢として、40歳以上の人人が加入することになりました。

（保健福祉課）

保険料の決め方

介護保険の保険料は、保険者（保険の運用主体）である市町村によって差が出ます。と申しますのは、介護保険の保険料は、市町村ごとに提供される要介護・要支援サービスの総量が保険料に反映される仕組みになつていています。

横芝町では今年8月、60歳以上の方を対象としたふだんの暮らしぶりや、今後どのような保健・医療・福祉サービスを望まれているかの調査を行いました。必要な方へは2次調査を行うことにしていますが、この結果は、さきほどの「提供されるサービスの総量」と密接な関係があります。つまり、介護保険の保険料に直接反映されるとになります。

シルバー人材センター設立に向けて

アンケート調査のお願い

高齢化が進み『人生80年時代』といわれる中で、健康で働く意欲のある高齢者の方が増加しています。また、培われてきた豊富な知識や経験、技術を生かし、働くことを通じて社会参加と生きがいを求める方も多いと思います。

こうした方々のために、高齢者に適した仕事を確保し、提供する新しい就業システムとして、シルバー人材センターの制度があります。

町では、この設立に向けて検討していくため、アンケート調査を行いますので、ご協力をお願いいたします。

（別紙アンケート調査票に記入のうえ、返送してください。）

シルバー人材センターとは

- ◆自主的な会員組織で、公益的、公共的な団体です。会員は人材センターの組織や事業の運営に参画します。
- ◆会員（原則として、60歳以上の方）として登録した方に臨時の、短期的に仕事を提供します。（会員は、希望する職種を登録しておきます。）
- ◆人材センターは、一般家庭・地域・企業・官公庁などから仕事を引き受け、会員の希望にそって提供し、仕事をした人に配分金を支払います。

